

徳島県訓令第5号

庁 中 一 般
東 部 各 局
各 セン ター 等
各 総 合 県 民 局

徳島県政策監の決裁に関する規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和五年五月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県政策監の決裁に関する規程を廃止する訓令

徳島県政策監の決裁に関する規程（平成十七年徳島県訓令第十二号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和五年五月十七日から施行する。